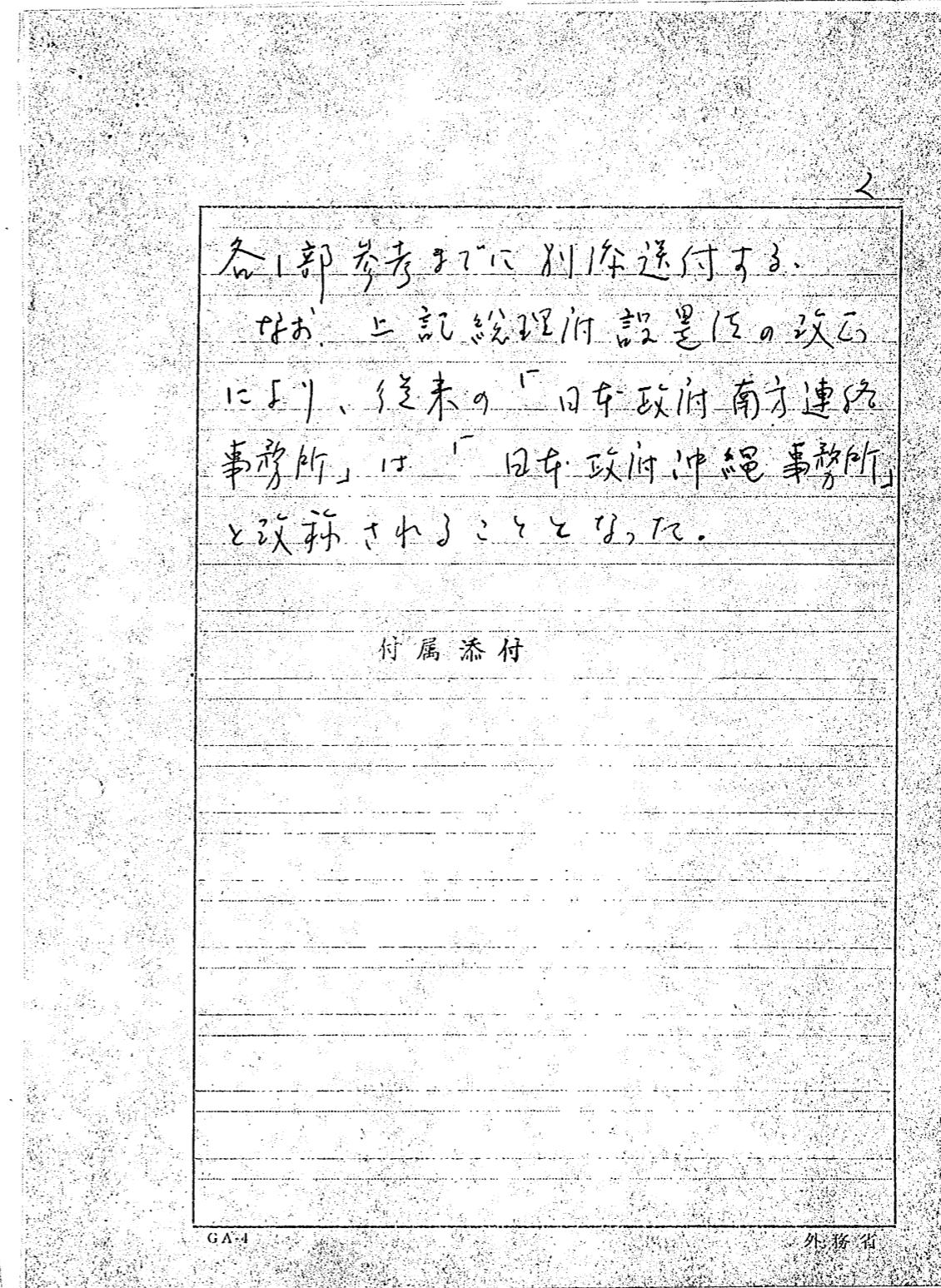
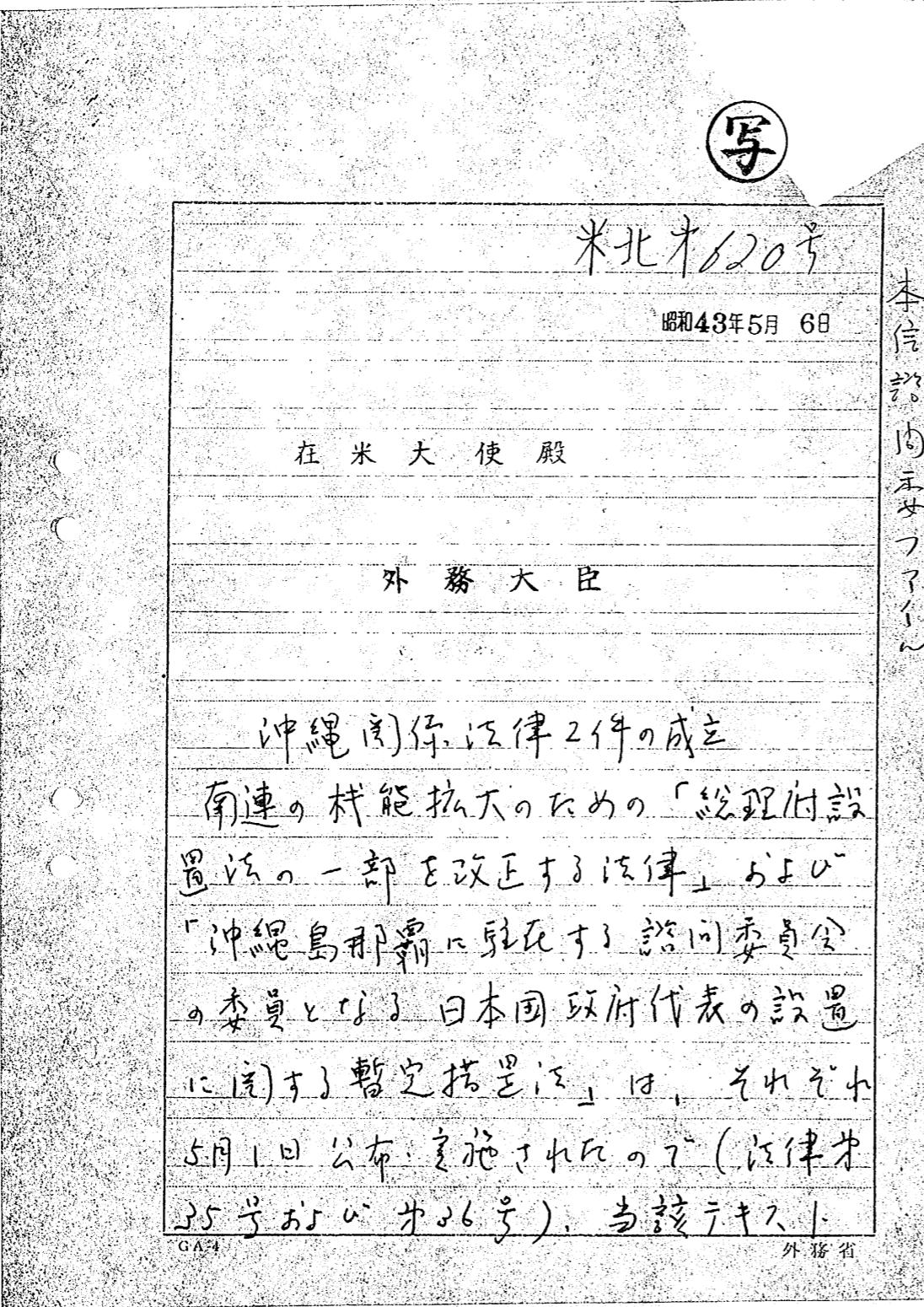


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日本政府現地出先 機関（総理府沖縄事務所）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43397

参考（設置法一部改正テキスト）



第五十八回国会（常会）

総理府設置法の一部を改正する法律案関係資料

總理府

目 次

- 一 総理府設置法の一部を改正する法律案要綱
- 二 総理府設置法の一部を改正する法律案
- 三 総理府設置法の一部を改正する法律案の提案理由説明
- 四 総理府設置法等新旧対照表
- 五 日本政府南方連絡事務所の機能拡大に関する外務省口上書

22 11 7 2 1

一 総理府設置法の一部を改正する法律案要綱

1. 総理府の附屬機関中日本政府南方連絡事務所の所掌事務の一部を改め、沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関と協議することができるようにして、また、これに伴い同事務所の名称を日本政府沖縄事務所と改めること。
2. 総理府の附屬機関中同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長すること。
3. この法律の施行期日は、公布の日とする。

二 総理府設置法の一部を改正する法律（案）

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条に規定するもの除外」を「第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「（日本政府沖縄事務所）」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「南方連絡事務所」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行なう」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。））をいう。以下この項において同じ。」を加え、「連絡を行うこと」を「連絡及び協議を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行うこと」を「行なうこと」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同

項を同条第三項として、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、「同条第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「この場合において」の下に「、当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国との政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「南方連絡事務所」を「沖縄事務所又はその出張所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所又はその出張所」に改める。

附則第四項中「、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は昭和四十五年三

月三十一日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

2 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

3 第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖縄事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

4 第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

5 この法律の施行前に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、同項の規定による改正後の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

6 この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長に対しても手続は、同項の規定による改正後の旅券法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて沖縄事務所長に對してされた手續とみなす。

理由

沖縄におけるアメリカ合衆国との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三

總理府設置法の一部を改正する法律案の提案理由説明

ただいま議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

改正点の第一は、沖縄におけるアメリカ合衆国との協議に関する事務を、總理府の附屬機関である日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を日本政府沖縄事務所と改めるものであります。

これは、昨年十一月ワシントンで行なわれた日米首脳会談におきまして、沖縄の本土復帰に備え、本土と沖縄との社会経済体制の一体化の促進及び住民福祉の増進のため、高等弁務官及び米国民政府と共に通の关心事項について協議することができるよう合意されたのであります。これと同時に、那覇の日本政府南方連絡事務所の機能を拡大し、高等弁務官に対し、勧告助言することを任務とする諮詢委員会を那覇に設置することとなつております。

このような措置をとることとなつた趣旨は、沖縄とその住民に関する諸問題の解決につき日米両国政府の協力体制をよりいっそう緊密化し、沖縄現地において解決することが適

当な事項について、より迅速かつ円滑に処理することができるようになります。このため、従来米国民政府との連絡に關する事務が主たるものでありました南方連絡事務所の所掌事務に、米国政府機関との協議に關する事務を新たに加えることとし、この事務が外交事務に屬するので、その執行については外務大臣が指揮監督を行なうこととした改称すること等所要の改正をいたしましたのであります。

第二は、総理府の附属機関のうち同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長するものであります。

同和対策協議会は、同和対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに關する基本的事項を調査審議することを目的として、さる昭和四十一年三月三十日に総理府の附属機関として設けられたものですが、その設置期限は、昭和四十三年三月三十一日までとされているところであります。

同協議会は、昭和四十年八月に行なわれた同和対策審議会の答申の趣旨に沿つて設けられ、同和対策に關する長期計画の策定とその円滑な実施を図るために、今日まで総会、部会等を合わせ約四十回にわたり開催するとともに、昨年、政府の行なつた全国の同和地区、

会等を対象とする実態調査に協力する等終始熱心かつ慎重な審議を行なつてきたものであります。

とくに、昨年二月には、中間的な意見書といたしまして「同和対策長期計画の策定方針に關する意見」が提出され、長期計画についての基本的方針を明らかにするとともに、現在は、同和対策の推進に關する法律制定の問題等関係行政機関相互の連絡を要するものに關する基本的事項の調査審議に當たつて參つたところであります。

同協議会は、本年度中にこれら調査審議の結果をまとめるべく鋭意努力しているのであります。これが結論を得るためには、しばらくの期間を要すること等の実情にかんがみ、さらには、同協議会の要望をも考慮いたしまして、調査審議の期間として、なお、二箇年の期間を充てることが適當であると認めるものであります。

このような事情により、同和対策協議会の設置期限をさらに二年間延長し、昭和四十五年三月三十一日までと改めることが必要であると考える次第であります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び綱要であります。

なにとぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

四 総理府設置法等新旧対照表	
改 正 案	現 行 法
◎総理府設置法 (附屬機関)	◎総理府設置法 (附屬機関)
第十条 第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか、本府に、次の附屬機関を置く。 統計職員養成所 日本政府沖縄事務所	第十条 第十五条に規定するもの以外、本府に、左の附屬機関を置く。 統計職員養成所 日本政府南方連絡事務所
(日本政府沖縄事務所)	(日本政府南方連絡事務所)
第十三条 日本政府沖縄事務所（以下「沖縄事務所」という。）は、次の事務を行なう機関とする。	第十三条 日本政府南方連絡事務所（以下「南方連絡事務所」という。）は、南方地域において左の事務を行なう機関とする。

一 管轄区域（硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大島諸島を含む。））をいう。以下この項において同じ。（）におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡及び協議を行なうこと。

二 第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。
三 本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。

四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。

五 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他

一 管轄区域におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡を行うこと。

二 第九条第一号から第四号までに掲げる事務で管轄区域に係るものを行なうこと。
三 本邦と管轄区域との間の貿易に関する事務を行なうこと。

四 本邦と管轄区域との間の文化の交流に関する事務を行なうこと。

五 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他

2 沖縄事務所は、沖縄島那覇に置く。

2 南方連絡事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
那覇日本政府南方連絡事務所	那覇	硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

3 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、南方連絡事務所を増置することができる。

4 南方連絡事務所の所掌事務を分掌させるため、

（削る。）

3 沖縄事務所の所掌事務を分掌させるため、

沖繩事務所に、出張所を置くことができる。

ため、南方連絡事務所に、出張所を置くことができる。

4 | 沖繩事務所の内部組織並びに出張所の名稱位置及び管轄区域は、総理府令で定める。

第十四条 沖繩事務所に、所長を置く。
2 所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。

3 | 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、

5 | 南方連絡事務所の内部組織並びに出張所の名称、位置及び管轄区域は、総理府令で定める。
第十四条 南方連絡事務所に、所長を置く。
2 所長は、内閣総理大臣の命を受け、所務を掌理する。

4 | 第二項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事務（同項

第二号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二 沖繩事務所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉

3 | 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第一項第二号に掲げる事務については、第九条第一号に掲げる事務を除く。）については、主任の大臣は、その事務を管理する主任の大臣は、所長を指揮監督することができる。この場合において、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十四条の二 南方連絡事務所に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉

手当のほか、在勤手当を支給する。

2
職員に對して支給する在勤手當の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう沖繩事務所又はその出張所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

手当の外、在勤手当を支給する。
2 殿員に對して支給する在勤手当の支給額は、殿員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分發揮することができるよう、南方連絡事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

らの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、「又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「當該在外職員」とあるのは「當該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、「又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中「外国」とあるのは「日本政府沖繩事務所又はその出張所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

らの規定中「力役及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、「當該在外職員」とあるのは「在勤手当」と「該職員」と、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」と第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条第二項中の「外国」とあるのは「日本政府南方連絡事務所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

附則第四項 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家庭生活問題審議会及び恩給審議会は、昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は、昭和四十五年三月三十日まで置かれるものとする。

附則第四項 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家庭生活問題審議会、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

◎旅券法の特例に関する法律
(旅券の発給の申請等)
第二条第一項 沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が沖縄事務所(總理府設置法(昭和二十四年法律第一百七号)第十三条に定める日本政府沖縄事務所をいう。以下同じ。)に出頭の上、沖縄事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、沖縄事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合(には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該

◎旅券法の特例に関する法律
(旅券の発給の申請等)
第二条第一項 沖縄においてする旅券法第三条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が南方連絡事務所(總理府設置法(昭和二十四年法律第一百七号)第十三条に定める日本政府南方連絡事務所をいう。以下同じ。)に出頭の上、南方連絡事務所長を経由して外務大臣にするものとする。ただし、南方連絡事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、

申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項 第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項

又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合に
は、外務大臣）が国外においては領事官」とあるのは「沖縄事務所長」と、同法第七
条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖繩を出域」とする。

第三条第二項 前項の規定により発行された旅券の交付は、沖縄事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基づ

その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

第二条第三項 第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第三条第二項

又は第八条第三項中「国内においては都道府県知事（直接外務大臣に提出する場合に
は、外務大臣）が国外においては領事官」とあるのは「南方連絡事務所長」と、同法第七
条第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖繩を出域」とする。

第三条第二項 前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なう。この場合において、前条第一項の申請に基

く旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

（権限の委任）

第六条 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるとところにより、沖縄事務所長に委任することができる。

（権限の委任）

づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

（権限の委任）

第六条 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるとところにより、南方連絡事務所長に委任することができる。

五 日本政府南方連絡事務所の機能拡大に關する外務省口上書

口 上 書

一九六八年二月二日

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、日本政府南方連絡事務所によつて果たされるべき諸機能を定めた両国政府間の外交文書の交換に言及するの光榮を有する。

同省は、さらに、一九六七年十一月十四日および十五日にワシントンで行なわれた琉球諸島に關する佐藤内閣総理大臣とジョンソン大統領との間の討議に言及するとともに、これらの討議において到達された決定に従い、日本政府南方連絡事務所の機能を拡大し、同事務所が高当弁務官および米国民政府と共通の関心事項について協議することができるものとすることを提案する光榮を有する。

総理府設置法の一部を改正する法律案

昭和四年法律第ニカヨウ

43.5.1

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条に規定するものの外」を「第十四条の三及び第十五条に規定するもののほか」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に改める。

第十三条の前の見出しを「(日本政府沖縄事務所)」に改め、同条第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖縄事務所」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行なう」に改め、同項第一号中「管轄区域」の下に「(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「連絡を行うこと」を「連絡及び協議を行なうこと」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「行うこと」を「行なうこと」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 沖繩事務所は、沖繩島那霸に置く。

第十三条第三項を削り、同条第四項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、「同条第一項第二号」を「同項第一号」に改め、「この場合において」の下に「、当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第十四条の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所又はその出張所」に改め、同条第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所又はその出張所」に改める。

附則第四項中「、恩給審議会及び同和対策協議会は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議会は昭和四十三年三月三十一日まで、同和対策協議会は昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

2 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その申請者が南方連絡事務所」を「その申請者が沖縄事務所」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖縄事務所」に、「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改め、同条第三項中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

第三条第二項及び第六条中「南方連絡事務所長」を「沖縄事務所長」に改める。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行前に前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長がした処分又は手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所長に対してされている手続は、同項の規定による改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長がした処分又は手続とみなす。

よる改正後の同法及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

理由

沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和対策協議会の設置期限を昭和四十五年三月三十一日まで二年間延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。